

# 契 約 条 項

## （目的）

第1条 この契約は、港区立小・中学校における学校給食調理が良質で安全かつ衛生的に行われ、安定的に提供されることを目的とする。

## （法令等の遵守）

第2条 受注者は、委託業務を履行するに当たり、「港区学校給食の基本的考え方」、学校給食に関する法令並びに食品及び公衆衛生に関する法令その他関係法令及びそれに基づく通知等を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって履行しなければならない。また、労働基準及び労働安全など労働関係法令を遵守し、当該労働者に対する事業者としての責任を果たさなければならない。

## （再委託の禁止）

第3条 受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

## （権利譲渡等の禁止）

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

## （委託業務の内容）

第5条 発注者は、次の業務を受注者に委託する。

- (1) 調理業務
- (2) 配食、運搬及び回収
- (3) 食器具等の洗浄、消毒及び保管
- (4) 施設及び設備の清掃並びに日常点検
- (5) 残菜、残食及び塵芥の処理
- (6) 前各号に付帯するその他必要な業務

## （委託業務の履行）

第6条 受注者は、履行場所に備え付けられた設備器具、提供する食材料、電気、ガス及び上下水道を使用し業務を履行するものとする。また、履行に当たっては、発注者の作成する「学校給食調理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に従うものとする。

2 受注者は、不測の事態が発生し、業務の履行が不可能となるおそれがあると認められる場合は、直ちに発注者に報告し、発注者の確認を受けた上で正常な業務の履行を確保するよう努めなければならない。

3 営業停止や事故等があった場合、代行業務保証制度等を活用して正常な業務の履行を確保しなければならない。

## （業務管理等）

第7条 受注者は、学校に「仕様書」に定める業務責任者、業務副責任者、食物アレルギー対応者及び火元責任者を置き、業務の適切な管理に努めなければならない。

2 受注者は、学校に食品衛生責任者を置き、調理従事者の健康管理及び業務の衛生管理に万全を期さなければならない。なお、食品衛生責任者は、業務責任者が兼ねるものとする。

3 受注者は、「仕様書」に定める調理従事者の健康管理及び業務の衛生管理について、疑義が生じた場合は学校長、学校栄養士又は学校長が指定する者（以下「学校長等」という）と

協議する。

- 4 受注者は、設備・器具等については仕様書に基づき物品を管理し使用する。学校の施設、設備、器具及び食材料その他の食品を事前に点検し、業務に支障をきたすと判断される場合は、直ちに発注者に報告し、適切に対応すること。また、設備・器具等は本来の使用目的に則り、適切に使用すること。

(発注者の負担する経費)

第8条 次に掲げる経費は発注者の負担とする。

- (1) 光熱水費（電気、ガス、上下水道）
- (2) 調理業務に必要な施設、設備、食器具類の補修、修繕、補充に要する経費
- (3) 食器等洗浄用の石けん
- (4) 保存食及び展示食等に要する経費

(調理業務の確認等)

第9条 受注者は、調理の途中に、学校長等から確認の申し出があった場合は、これを受けるものとする。このとき、「仕様書」、「調理室手配表」、「調理業務連絡書」及び「作業基準」に基づいて、手直し又はやり直しの決定があった場合は、手直し又はやり直しを行う。

- 2 受注者は、調理業務が終了したときは、直ちに学校長等に調理した給食の確認を受けるものとする。確認の結果、手直し又はやり直しの決定があった場合は、手直し又はやり直しを行う。

- 3 受注者は、手直し又はやり直しを終えたときは、再度学校長等の確認を受けなければならない。

- 4 手直し又はやり直しにより増加した経費は、受注者が負担するものとする。

(業務の完了報告及び検査)

第10条 受注者は、一日の業務終了後、「調理業務連絡書」と「調理業務完了確認書」を学校長等に提出し、確認を受けなければならない。なお、前条の規定により手直し又はやり直しを行った場合は「調理業務連絡書」の特記事項欄に記載すること。

- 2 受注者は、毎月の履行後、「調理業務完了届」に、前項の規定による「調理業務完了確認書」を添え、発注者の定める検査を受けなければならない。

(契約代金の支払)

第11条 契約代金の支払いは月払いとし、8月を除く履行月の委託業務完了後、受注者は、発注者により委託業務完了の確認を受けたときは、発注者に対して、書面をもって契約総額の11分の1に相当する額の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

- 3 発注者の責に帰すべき理由により、契約代金の支払が遅れた場合には、受注者は、発注者に対して、未受領金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）を乗じて計算した額を遅延利息として請求することができる。

(支払代金の減額及び違約金)

第12条 発注者は、受注者の責に帰すべき理由により、指定する委託業務が履行できない

とき、又は第9条に規定する手直し若しくはやり直しができないときは、契約金額のうち、履行されなかった日数に応じた額（該当する月の支払金額を営業日数で除した金額を単価とする。）を減額して支払う。

- 2 受注者は前項に規定する減額があったときは、減額した額に100分の10を乗じて計算した額を違約金として発注者に支払わなければならない。

（履行の調査）

第13条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

（損害賠償責任）

第14条 受注者は、委託業務の遂行に当たり、故意、過失その他その責に帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害の責めに任ずるものとする。ただし、その損害が発注者の故意若しくは過失により生じた場合、又は天災その他の避けることができない事由による場合はこの限りでない。

- 2 発注者が第三者に対し損害を賠償したときは、受注者は、受注者の負担すべき損害額を発注者に弁償しなければならない。

（相殺）

第15条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（秘密の保持）

第16条 受注者は、この契約の履行に際し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（契約の変更）

第17条 発注者は、必要があると認めたときは受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行の中止をすることができる。この場合において、契約金額又は委託期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。

- 2 発注者は、業務内容や食数等に大幅な齟齬が生じ、必要があると認めた場合は、受注者と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（事情変更による契約内容の変更）

第18条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事態に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（発注者の解除権）

第19条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、第5号の規定により契約を解除するときは、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 受注者が契約を履行しないとき若しくは履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
- (2) 受注者から第20条の規定によらず、契約解除の申し出があったとき。
- (3) 受注者又はその使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (4) 受注者又はその使用人が、正当な理由なく発注者の調査の実施に当たり、発注者の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号。以下「要綱」という。）別表各号に掲げる措置要件に該当するとして、要綱に基づく入札参加除外措置を受けたとき。

(6) 港区業務履行評価に関する要綱第10条に基づく再度評価において、「不良」の評価を受けたとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、受注者は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、履行部分があるときの違約金の額は、契約金額から履行部分を控除した額の10分の1に相当する額とする。

3 契約を解除した場合において履行部分がある場合は、発注者は、当該履行部分に相当する金額を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議の上、契約を解除することができる。

(1) 第17条の規定により業務内容を変更したため、当初の契約金額が2分の1以上減少したとき。

(2) 第17条の規定による中止期間が委託期間の2分の1を超えたとき。

(3) 発注者の責に帰すべき理由により、委託業務を完了することが不可能となったとき。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（運営協力義務）

第21条 受注者は、発注者が、学校給食の円滑な実施と内容の充実などに資するために設置した「学校給食運営協議会」にメンバーとして参加するほか、学校給食の円滑な実施と内容の充実等を目的とする諸活動に協力するものとする。

（協議）

第22条 この契約の条項及び「仕様書」に疑義が生じた場合又はこの契約書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議の上、定めるものとする。